

始良市火入れに関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、始良市の森林又は森林の周囲1キロメートルの範囲内にある土地における火入れに関し、森林法（昭和26年法律第249号。以下「法」という。）第21条の許可の手續その他必要な事項を定めるものとする。

(許可の申請)

第2条 火入れの許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、規則で定めるところにより、市長に許可の申請をしなければならない。

2 申請者は、前項の許可の申請に当たっては、火入れを行おうとする土地（以下「火入地」という。）において、火入れの実施を指揮監督する者（以下「火入責任者」という。）を定めなければならない。

(許可の要件)

第3条 市長は、当該申請に係る火入れが次の全てに該当する場合でなければ許可をしてはならない。

- (1) 火入れの目的が、法第21条第2項各号に掲げる目的のいずれかに該当すること。
- (2) 火入地の周囲の現況、防火帯の計画、火入予定期間における気象状況の見通し等からみて、周囲に延焼のおそれがないと認められること。

(許可証の交付等)

第4条 市長は、火入れの許可をするときは、火入れ許可証を交付する。この場合において、火入の適正な実施を確保するために必要な事項を指示することができる。

2 市長は、火入れを不許可とするときは、その旨及びその理由を記載した書面を申請者に交付するものとする。

(許可後における指示)

第5条 市長は、火入れの許可をした後において、延焼その他危害の発生のおそれが生じたときは、法第21条の規定に基づき火入れの差止め又は火入れの方法若しくは期日の変更その他必要な指示を行うことができる。

(許可の対象期間)

第6条 火入れの許可の対象期間は、規則で定める。

(許可の対象面積)

第7条 火入れの許可の対象面積は、規則で定める。

(火入れの通知)

第8条 火入れの許可を受けた者（以下「火入者」という。）は、火入れを行う前日までに、火入れの場所及び日時を市長に通知しなければならない。

(火入れ許可証の返納)

第9条 火入者は、火入れが終了したとき、又は火入れの許可の対象期間を経過したときは、速やかに市長に火入許可証を返納しなければならない。

(火入責任者の義務)

第10条 火入責任者は、火入れの現場において、直接火入れの実施の指揮監督に当たらなければならない。

2 火入責任者は、火入れに際し、火入許可証を携帯しなければならない。

3 火入責任者は、次条に定める防火帯及び第12条に定める火入れの作業に従事する者（以下「火入従事者」という。）の配置が適正になされ、かつ、現地の気象状況に異常が認められないことを確認した後でなければ火入れをしてはならない。

(防火帯の設置)

第11条 火入責任者は、規則で定めることにより、火入地の周囲に防火帯を設け、その防火帯の中の立木その他の可燃物を除去し、延焼のおそれがないようにしなければならない。

2 前項の防火帯は、河川、湖沼、溝、せき等によって防火帯と同等の効果が認められる場合は、その設置を省略することができる。

(火入従事者)

第12条 火入者は、火入れに当たっては、延焼等を防止するため、1回の火入れの面積に応じて、規則で定める基準により火入従事者を配置しなければならない。

2 火入者は、規則に定める消火に必要な器具を火入従事者に携行させなければならない。

3 火入責任者は、火入れの跡地が完全に消火したことを確認した後でなければ、火入従事者を火入れの現場から退去させてはならない。

(火入れの方法)

第13条 火入れは、風速、湿度等からみて延焼のおそれがない日を選び、できる限り小区画ごとに、風下から行わなければならない。ただし、火入地が傾斜地である場合には、上方から下方に向かって行わなければならない。

2 火入れは、日の出後に着手し、日没までに消火を終わらなければならない。

(火入れの中止)

第14条 火入者及び火入責任者は、火入れの許可の期間中であっても、強風注意報若しくは乾燥注意報が発表され、又は林野火災に関する注意報若しくは火災警報が発令された場合には、火入れを行ってはならない。

2 火入責任者は、火入れ中に風勢等によって他に延焼するおそれがあると認められる場合又は強風注意報若しくは乾燥注意報が発表され、若しくは林野火災に関する注意報若しくは火災警報が発令された場合には、速やかに消火しなければならない。

(緊急連絡体制の整備)

第15条 火入者及び火入責任者は、火入れを行うに当たっては、市長及び消防長に連絡することのできる体制を確保しておかななければならない。

(職員の立入り等)

第16条 市長は、火入れの許可をしようとする場合において必要と認めるときは、市長の指名する市の職員（以下「当該職員」という。）を火入地に立ち入らせ、実地調査をさせることができる。

2 市長は、必要と認めるときは、火入れの際に当該職員を火入れに立ち合わせることができる。

3 前項の場合において、火入者、火入責任者及び火入従事者は、当該職員の指示に従わなければならない。

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、火入れに関し必要な事項は、市長が定める。